

○舟形町地方創生戦略本部設置要綱

平成 27 年 1 月 30 日

告示第 1 号

(設置目的)

第 1 条 本町において安定した人口構造を保持し、将来にわたって活力ある地域を維持していくための全庁的な施策推進を図るため、「舟形町地方創生戦略本部（以下「本部」という。）」を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) まち・ひと・しごと創生法に基づく「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に関すること。
- (2) その他、安定した人口構造の保持に向けて必要な総合調整に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長及び副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、町長をもって充てる。
- 3 副本部長は、教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、舟形町庁議及び行政運営に関する要綱（昭和 60 年要綱第 3 号。以下「庁議要綱」という。）第 2 条第 2 項に規定する課長会議の構成員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、本部を代表し、本部を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第 5 条 本部の会議は、本部会議及び幹事会議とする。

- 2 本部会議は、本部長が招集する。
- 3 会議の進行は、本部長又は本部長が指名する者が行うものとする。
- 4 本部長は、必要と認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させることができる。

(幹事会)

第 6 条 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、庁議要綱第 2 条第 3 項に規定する調整会議構成員をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、総務課長をもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、会議の議長となる。
- 5 幹事長は、必要と認めるときは、幹事以外の者を幹事会に出席させることができる。

(庶務)

第 6 条 本部の庶務は、まちづくり課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## 舟形町地方創生戦略本部 基本方針

平成27年1月

### 1. 趣旨

国及び山形県が策定するまち・ひと・しごと総合戦略を踏まえ、まち・ひと・しごと創生法に基づく本町の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を策定する。本町が安定した人口構造を保持し、若い世代を中心に、将来に渡って町民が安心して働き、希望に応じた結婚、出産、子育てをすることができる地域社会を構築する。

### 2. 策定するまち・ひと・しごと創生総合戦略

#### (1) (仮称) 舟形町人口ビジョン

長期的な人口ビジョンとして策定。本町人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する基本認識の共有を図り、取り組むべき将来の方向を示す。

#### (2) (仮称) 舟形町版地方創生総合戦略

5ヵ年計画として策定。長期的な人口ビジョンで示した本町人口の現状と将来の姿を踏まえ、本町が安定した人口構造を保ち、将来に渡って活力ある地域社会を実現するための計画を示す。毎年定期的に見直し、必要な改訂を加える。

### 3. 策定期間

平成26年度～27年度（予定）

### 4. 重点検討項目

- (1) 若い世代を中心として、安心して働けるための産業振興と雇用の場の創出。
- (2) 若い世代が希望に応じて、結婚、出産、子育て、仕事ができる環境づくり。
- (3) 農山村をはじめとした地域における日常生活機能維持及びネットワーク構築と定住促進。

### 5. その他

- (1) 上記重点検討項目を中心に、策定のための専門の調査などを行なうために必要に応じて幹事会を開催させることとする。
- (2) 必要な部会を設置できることとする。